

## 住宅応急修理支援事業（準半壊以上の場合）

### <対象者>

以下の要件を満たす世帯

1. 地震により大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の住宅被害を受けた住宅の世帯
2. 修繕工事に充てる資金が十分ではない方 ※資力に関する申請書を提出していただきます
3. 借家の場合は、要件がありますので、お問い合わせください。

### <対象となる修繕工事の範囲>

住宅応急修理支援事業の対象となる修繕工事の範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急又は応急に修理を行うことが適当な箇所

対象となる修繕工事／地震の被害と直接関係ある修理のみ

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 区分    | 応急修理の緊急性の高い部分          |
| 基本部分  | 屋根、基礎、柱・梁、床等の基本部分の補修   |
| 開口部   | 壊れたドア、窓等の開口部の補修        |
| 配管・配線 | 水漏れ補修、給排気口設備（換気扇などの交換） |
| 衛生設備  | トイレ、浴室などの衛生設備の交換       |

### <対象外の例>

店舗や事務所。（併設した住宅の場合は住宅部分のみが対象）

内装に関するものは原則対象外（畳や壁紙の補修）

家電製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、独立式ガスコンロ等）

DIYなどの自主施工、施主支給の材料費

### <支援内容>

準半壊以上／59万5千円以内

準半壊／30万円以内

※現金の給付支援でなく、村と施工業者で上記金額までの修繕工事を実施するようになります。

修繕工事費用から上記現物給付分の金額を差し引いた額は自己負担となります。

（修理済の方で、支援を受けられる方は償還支給となります）

### <申請手続>

り災証明の判定が準半壊の以上の方には、手続き方法について個別にご連絡させていただきます。

村と事業者で修繕内容の確認を行うため、修繕工事を実施する前に手続きをお願いします。

（施工中、完了済でも申請は可能です）

申請で必要となる書類は次のとおりです。

## ○修理をこれからする(している)場合

1. 修理申込書（様式第2号）
2. 資力に関する申出書（様式第14号、中規模半壊以下の場合）
3. 被災証明書の写し（被災判定を受けていない方は、判定を受ける必要があります）
4. 見積書（様式第5号）業者経由で提出となります
5. 写真（施工前の被害状況がわかるもの）
6. 工事完了報告書（事業完了後）
7. 所有者の同意書（様式第15号、借家を修理した方のみ）

## ○修理が完了している場合

1. 支給申請書（様式第1号）
2. 資力に関する申出書（中規模半壊以下の場合）（様式第14号）
3. 被災証明書の写し（被災判定を受けていない方は、判定を受ける必要があります）
4. 修繕工事の内容がわかる書類の写し（見積書、請求書、契約書等）
5. 工事の写真（施工前・施工中・施工後のそれぞれがわかる写真）  
（無い場合は、施工業者から工事詳細を記載する施工内容証明書の提出をいただきます）  
（様式第16号）
6. 領収証の写し
7. 振込口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード等）
8. 所有者の同意書（様式第15号、借家を修理した方のみ）